

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

専任技術者の適正な配置について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法第7条（許可の基準）において、営業所ごとに専任の技術者を置くように定められております。

「長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」においては、建設業法違反行為は「当該認定をした日から1月以上9月以内」の指名停止とされております。

このため、営業所の開設（本社の移転）にあたっては、必ず専任技術者の適正な配置を行うようお願い申し上げます。

なお、建設業法でいう「専任のもの」とは次のとおりとなっております。

※「専任のもの」

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならない。

なお、この「専任」であるか否かの判断に当たって、次に掲げるような者は、取扱上専任と認められない場合がある。

- * 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- * 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む）における専任の技術者となっている者
- * 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く）
- * 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者